

## 協 定 書 (案)

地方独立行政法人 市立大津市民病院 (以下「甲」という。) と、\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、乙が固定資産使用許可を受け、コンビニエンスストアを甲において運営するにあたり、固定資産使用許可条件のほか、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲における患者サービス向上と勤務する職員等の福利厚生に資するため、甲乙間のコンビニエンスストアの運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(管理運営)

第 2 条 コンビニエンスストアの管理運営に関する一切は、市立大津市民病院売店運営事業プロポーザルにおいて乙が提出した別紙企画提案書に基づくこととする。ただし、コンビニエンスストアの運営に関して甲、利用者等から要望があった場合は、乙は、甲と協議の上、可能な限り協力する。

2 コンビニエンスストアは常に良好な状態で利用されるよう、乙が善良な管理者の注意をもって維持管理を行う。

3 コンビニエンスストアの運営において、物件に関する事故、利用者等からの苦情等 (以下「事故等」という。) があった場合は、乙が責任を持って可及的速やかに対応する。

(保険)

第 3 条 乙は、コンビニエンスストアの運営に係る事故等に備え、必要な保険に加入する。

(清掃及び廃棄物処理)

第 4 条 コンビニエンスストアは常に清潔に利用されるよう、乙は、自己の責任と費用負担により清掃を行う。

2 甲が委託する清掃業者が実施するコンビニエンスストア内の窓ガラス清掃及び正面玄関付近の床等清掃に関する費用は、乙が負担する。

3 廃棄物の処理は、甲が委託する廃棄物処理業者が実施し、その費用は乙が負担する。

(責任者等)

第 5 条 乙は、乙の社員又は乙が委任した者を、コンビニエンスストアの運営に係る責任者及び従事者 (以下「責任者等」という。) として配置し、甲に対し、書面をもってその氏名を報告する。

2 乙は、前項の責任者等を変更したときは、甲に対し速やかにその氏名を報告しなければならない。

3 責任者等は、甲内では必ず名札等を使用し、甲の職員、利用者等に、乙の社員又は乙が委任した者であることが容易に判別できるようにしなければならない。

4 甲は、責任者等のうち、不相当と認められる者については、乙に対し、交代を求めることができる。

(売上金)

第6条 コンビニエンスストアの売上金は、全て乙に帰属する。

2 盗難等により乙が損害を被った場合であっても、甲はその責任を一切負わない。

(売上報告及び手数料の納付)

第7条 乙は、コンビニエンスストアの毎月の売上金額について、報告書等により、翌月15日までに、甲に対して報告する。

2 乙は、固定資産使用料に該当する金額並びにコンビニエンスストアの毎月の売上金額の\_\_\_%を売上手数料として、翌月末までに、甲の指定する口座に納付する。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 甲及び乙は、この協定によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(費用負担)

第9条 乙は、次の各号の費用を負担する。

- (1) コンビニエンスストアの設置に係る費用
- (2) コンビニエンスストアの運営に係る費用 (光熱水費を含む。)
- (3) コンビニエンスストアの修繕に係る費用 (構造躯体及び外部建具を除く。)
- (4) コンビニエンスストアの運営に係る保険料及び公租公課
- (5) 固定資産使用許可の満了又は取消による撤去に係る費用

(乙の責務)

第10条 甲が乙に対して出席を求める甲主催の会議、研修会等には、責任者等は、可能な限り出席しなければならない。

2 甲が乙に対して提出を求めるコンビニエンスストアの運営等に関する情報は、乙は、報告書等をもって提出しなければならない。

3 乙は、責任者等の健康管理を徹底し、定期健康診断、検便等を実施しなければならない。また、甲からの照会があった場合は、遅滞なくその結果を提供しなければならない。

(協定締結期間)

第11条 本協定の締結期間は、固定資産使用許可を停止条件とし、令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日までとする。ただし、甲又は乙から異議の申出がない場合に限り、令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日を限度とし、期間を1年間として毎年更新することができるものとする。

(協定の解除)

第12条 甲又は乙のいずれかが本協定の各条項に著しく違反した場合は、甲又は乙の違反をしていない一方は、協定期間内であっても、本協定を解除することができる。

2 乙は、6か月前の予告通知により、本協定を解除することができる。

3 本協定が解除されたときは、乙は、自己の責任と費用負担により、遅滞なくコンビニエンスストアを撤去する。

(疑義の解釈)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和2年\_\_月\_\_日

甲 大津市本宮二丁目9番9号  
地方独立行政法人 市立大津市民病院  
理事長 増田 伊知郎

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_